



## 企業・団体の皆様へ

### 「赤い羽根共同募金」へご協力をお願いします

赤い羽根共同募金は、社会福祉法に定められた募金制度です。

皆様から寄せられた募金は、様々な生活課題や社会課題の解決に取り組んでいる「山梨県内の福祉施設や福祉団体」の活動資金として助成され、地域の福祉向上に役立てられます。

#### [募金の使いみち]

- ・こども食堂・不登校者支援など 子どもへの支援
- ・障がい者の就労・社会参加など 障がい者への支援
- ・配食サービス・見守り活動など 高齢者への支援
- ・食料品・日用品支援など 生活困窮者への支援
- ・災害時のボランティア活動など 防災活動への支援 など



#### [SDGsにつながる赤い羽根共同募金]

共同募金会では、福祉活動への助成を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みを進めています。

企業・団体の皆様が赤い羽根共同募金にご協力いただくことで企業・団体におけるSDGsの取り組みにつながります。



山梨県共同募金会はやまなしSDGs推進企業の登録団体です

#### ➤ 山梨県共同募金会と連携できるSDGs目標



#### [ご協力のかたち]

企業・団体の皆様にご協力いただく方法には、様々なかたちがあります。下記を参考にいただき、可能な取り組みについてご協力をお願いします。

#### ポスターの掲示

店頭や掲示板などの目立つ場所にポスターを掲示して、赤い羽根共同募金運動を盛り上げていただく取り組みです。

#### 募金箱の設置

店内や受付に募金箱を設置して、顧客や来訪者に寄付を呼びかけていただく取り組みです。

#### 企業・団体からの寄付

社会貢献として、寄付していただく取り組みです。税制上の優遇措置(※)の対象となります。なお、共同募金運動期間は10月1日～翌年の3月31日ですが、年間を通じて寄付を受けて付けています。

#### 職場での募金活動

職場に募金箱を設置して社員の方々に寄付を呼びかけたり、社員の給与の端数や一定額を天引きしたりするなど、職場内のご協力をお願いする取り組みです。

#### イベントでの募金活動

社内外のイベントで参加者から寄付を募る取り組みです。

- ・忘年会やゴルフコンペ等で会費の一部を寄付する。
- ・チャリティコンサート、バザーなどを開催して、参加費の一部を寄付する。
- ・イベント会場に募金箱を設置して、寄付を募る。

#### 寄付つき商品の企画・販売「募金百貨店プロジェクト」(裏面参照)

企業の本業を活かした「寄付つきの商品」を企画・販売し、売上の一部を寄付する取り組みです。

税制上の優遇措置(※)の対象となります。



#### 「赤い羽根自動販売機」の設置(裏面参照)

売上の一部が寄付となる「赤い羽根自動販売機」の設置に協力していただく取り組みです。



#### ※税制上の優遇措置

法人が共同募金会に寄付した場合、寄付した金額を全額損金算入することができます。

#### ○感謝状の贈呈等

5万円以上を寄付していただいた場合、寄付額に応じて、山梨県共同募金会会長などから感謝状の贈呈等があります。

ご協力いただいた企業・団体の皆様の取り組みについては、ご要望に応じて、当会のホームページで紹介させていただきます。



社会福祉法人 山梨県共同募金会

〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 3階

Tel: 055-254-8685 Fax: 055-254-8684

E-mail: info@akaihane-yamanashi.jp

URL: <https://www.akaihane-yamanashi.jp/>



山梨県共同募金会  
ホームページ

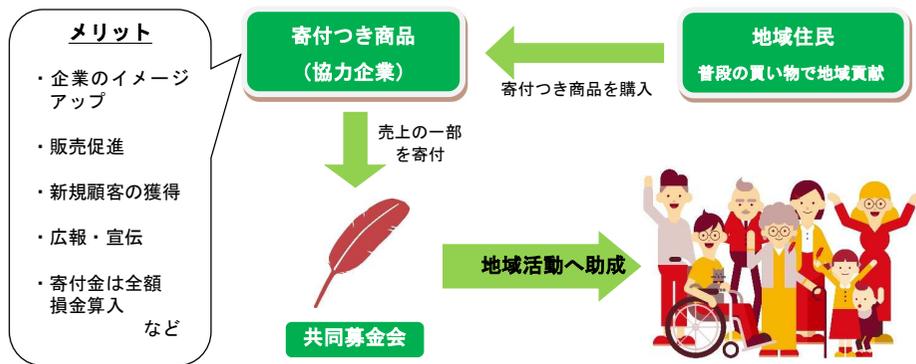


## 『寄付つき商品』で社会貢献

～協力企業 募集中～

募金百貨店プロジェクトは、企業の本業を活かした「寄付つき商品」を企画・販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付する取り組みです。

寄付金は、地域の福祉活動や災害時のボランティア活動の資金として活用されますので、自社の強みを活かしながら、「じぶんの町を良くする」ための社会貢献に繋がります。



### ◆ 企画から販売までの流れ

- 1 企画づくり 共同募金会の職員と一緒に、寄付つき商品の企画づくりを行います。  
 なお、本プロジェクトの趣旨及びイメージにそぐわない等の理由により、ご参加いただけない場合がございます。予めご了承ください。
- 2 登録手続き 登録申請書を提出していただき、募金百貨店プロジェクトに登録します。  
 提出書類：登録申請書、納税証明書（国税、市町村税）、店舗・商品写真など
- 3 覚書調印式 山梨県共同募金会との覚書調印式を行います。
- 4 販売・広報 寄付つき商品の販売を開始し、広報活動を行います。  
 共同募金会も当会のホームページ等で広報活動に協力します。

### ◆ 寄付つき商品の参考例

- \* スーパーマーケット 特定商品をお買い上げいただくと、1個につき〇円を寄付。
- \* 弁当販売店 仕出し弁当をご注文いただくと、1食につき〇円を寄付。
- \* レストラン 指定メニューをご注文いただくと、1品につき〇円を寄付。
- \* 建設会社 工事に要した日数に応じて、1日につき〇円を寄付。 など

## 『赤い羽根自動販売機』設置協力をお願い

～協力企業・団体 募集中～

赤い羽根自動販売機は、売上の一部が赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機です。寄付金は、地域の福祉活動や災害時のボランティア活動の資金として活用されますので、「じぶんの町を良くする」ための社会貢献に繋がります。



- ✓ **新規でも、既設の切替えでもOK**
  - ・新規設置のほか、既に設置されている自動販売機でも、取扱事業者との契約変更により、そのまま無料で「赤い羽根自動販売機」に変更できます。（取扱事業者によっては変更できない場合があります。）
- ✓ **設置費用や管理も不要**
  - ・設置に係る費用は不要です。また、自動販売機の管理や事務手続きも、取扱事業者が行います。
  - ・協力企業・団体様には、設置場所の提供と電気代（月2,500円程度※）をご負担いただけます。
- ✓ **取扱商品や設置条件を選べます**
  - ・設置場所の環境や条件が合えば、取扱商品や設置条件（販売手数料（売上の10～20%程度※）、寄付額等）を選択できます。

※上記の電気代や販売手数料は、概ねの金額であり、売上見込額や季節、取扱事業者等により異なります。

### ◇ 赤い羽根自動販売機の設置までの流れ

- 1 共同募金会に連絡 ご希望の取扱事業者、設置場所をご連絡ください。
- 2 取扱事業者から連絡 設置場所の環境や条件等を確認のうえ、契約を締結します。  
 なお、取扱事業者の設置基準（売上見込み等）を満たさない場合、設置できないことがあります。予めご了承ください。
- 3 自動販売機の設置 取扱事業者が自動販売機の設置、管理を行います。

### ◇ 赤い羽根自動販売機の設置にご協力いただいている取扱事業者（五十音順）

- ・株式会社伊藤園 ・FVジャパン株式会社 ・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
- ・サントリービバレッジソリューション株式会社 ・ダイドードリンコ株式会社
- ・株式会社内藤乳販 ・認定NPO法人ハートフル福祉募金 ・株式会社フローレン
- ・株式会社吉原明販